

# 理事会規程

制定 平成 12 年 4 月 24 日

改正 平成 26 年 9 月 16 日

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程は、理事会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 理事会に関する事項は、法令、定款又は規則に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

### (構成)

第 3 条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (種類)

第 4 条 定例理事会は毎年 6 回以上開催する。なお、必要ある場合は臨時理事会を招集することができる。

## 第 2 章 招 集

### (招集権者)

第 5 条 理事会は、会長がこれを招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集する。

### (招集の請求)

第 6 条 理事は、理事会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。

2. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
3. 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において必要があると認めるときは、招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その

請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(招集通知)

第7条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事及び監事の全員の同意を得てこの期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(議案)

第8条 理事会に付議する議案は、会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2. 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

### 第3章 決 議

(議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が議長を務める。

(決議方法)

第10条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。別途定める遠隔会議の実施ガイドラインに従った方法により、遠隔からの出席も可能とする。ただし、議事録に出席方法を明記する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第11条 理事会の決議を要する事項は、法令の定めによるもののほか、定款又は規則に定める。

(例外決議)

第12条 前条につき、緊急を要する場合は、臨時に理事会を招集してこれを処理するものとする。

(書面による意見の表明)

第13条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、事前に書面をもって議長となるべき者に対し、議案についての意見を表明することができる。

2. 事前の意見表明があったときは、議長は理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

(議事録)

第 14 条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、次期会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 遠隔会議での出席者があった場合は、議事録にその方法を明記する。

#### 第 4 章 補 則

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、総務部が起案し、理事会の審議、決定を得て実施する。

(施行)

第 16 条 この規程は、平成 12 年 4 月 25 日から実施する。

附 則

平成 26 年 9 月 16 日の改正は、同日から適用する。